農 振 第 6 6 8 号 令 和 7 年 2 月 18 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川崎町長 小山修作

市町村名 (市町村コード)		宮城県川崎町	
		(4324)	
地域名		町・小野地区	
(地域内農業集落名)		(裏丁・本町・荒町・中町・新町・小野・小松倉)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 6年 9月 3日	
		(第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後耕作の引き受け手が不足することが想定され、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・ほ場が小さく不整形であり、大型機械が入りにくい。また、水路の関係で水の量が不足する水田がある。ほ場整備が前提でなければ引き受けてを設定することは難しい。
- ・現状土側溝が多く、水利組合の高齢化も進んでいて、堀上作業が共同で実施できないため解散の意見もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ほ場整備実施に向け、将来の担い手を地区内外から設定し、産地競争力強化に向けた生産体制の確立を目指す。
- ・主食用米を主要作物としつつ、飼料用米や大豆などで団地化を形成する。併せて園芸作物生産者を中心として 高収益作物等の生産に取り組み、合理的な生産方法の確立を目指す。
- ・小野(龍雲寺周辺)はほ場整備事業に合わせた担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する農業者や農業法人等を受入れ、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		223 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	207 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他については、土地所有者、耕作者が引き続き耕作・管理等を行う区域等とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員等と調整し、農
	地バンクを通じて進める。
	地バングを通じて延める。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	離農や縮小農地を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地
	利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	農振農用地区域内の未整備地において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備向けた協議を進めていく。
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
	地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携
	し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	☑ ① 鳥獣被害防止対策 ☑ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	1①地域による鳥獣被害対策の集落全域で取り組む体制(侵入防止柵や保全帯設置と管理等)づくりや、鳥獣害被
	害対策実施隊との連絡網の整備や新たな捕獲人材を地域で育成していく。
	②③⑦担い手組織として農協や区長など、多方面の関係者による協議会組織を立ち上げ、地域農業の将来像や
	課題解決について継続した話し合いの場が必要。
	⑨国定公園に隣接する立地を生かした農業施設の設置を検討していく。